

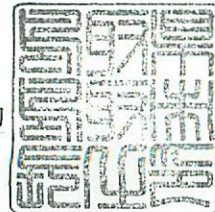


受総固第 3 4 1 号

平成 2 3 年 1 月 1 4 日

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 寺 垣 琢 生 様

鳥取市長 竹 内 功



不開示等理由説明書

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日付発鳥情審査第 7 号- 1 で通知のありました不開示等理由説明書について、別紙のとおり提出します。

同和対策固定資産税減免に関する文書の不開示等理由説明書

固定資産税課

本件申立て文書は、鳥取市情報公開条例(以下「条例」という。)第10条に規定する、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、開示請求を拒否したものであり、その理由は以下のとおりです。

1. 開示請求拒否処分とした行政文書の内容

同和対策固定資産税減免に関する、平成20年度以降のつぎの文書

- ・鳥取市下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式
- ・鳥取市下味野地区の同和対策減免の件数と総額
- ・鳥取市下味野地区の対象地域(地図など)

2. 本市における同和問題の現状

昭和40年の国の「同和対策審議会答申」において、同和問題は、「最も深刻にして重大な社会問題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と提起されました。

本市は、昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」をはじめ「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の特別措置法に基づき、同和地区指定を行い住環境整備等の事業を実施してきました。

また、平成6年10月1日から施行された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」などにもとづき、今日まで同和問題の解決に向けて、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上のための各種施策を積極的に取り組んでいるところです。あわせて、市民の差別意識の解消を図るため、さまざまな啓発活動を実施しているところです。

平成14年3月末で国の特別措置法は失効しましたが、平成17年に鳥取県が実施した「同和地区実態把握等調査」によると、「あなたは今までに、同和地区の人であるということ、差別を受けたことがありますか。」という質問に対して、同和関係世帯員の28.9%の者が「被差別体験が有る」と回答しています。また、平成17年に本市が実施した「同和問題等人権問題に関する市民意識調査」によると、「あなたは日本において結婚や就職等社会生活の中で、同和地区住民に対する差別があると思いますか。」という質問に対して、50.9%の市民が「差別があると思う」

と回答しており、さらに、「もし、あなたが結婚の時、被差別部落を理由に反対されたらどうしますか。」という質問に対して、10.9%の市民が「家族や親戚の反対が強ければ結婚を考え直す」と回答しています。今までの取り組みにより、差別解消の方向へと向かっているものの、これらのことは、いまだ市民の差別意識が解消されていないことを示していると考えます。

さらに、本市において、行政書士による戸籍不正取得事件をはじめ、今年度も、同和問題に関する差別落書き、同和地区に関する土地の問い合わせ事件が連続して発生している状況にあります。

3. 開示請求拒否の理由

前述のような状況において、旧特別措置法に基づく本市の同和地区指定の地区名を公表することは、差別を助長する恐れがあり、公にすることはできないものと考えます。このため、開示請求拒否処分とした行政文書は、条例第7条第2号「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないものと考えます。さらに、当該文書の有無を答えるだけで、「その地域が同和地区であるかどうか」を公にすることとなり、その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがあるので、本件請求に対しては、文書の有無に関する回答を含めて請求を拒否するものです。

また、鳥取市集会所管理規則及び鳥取市地区会館管理規則は、単に集会所及び地区会館の名称と位置を公にしているものであり、同和地区指定の地区名を公にしているものではありません。このため、条例第7条第2号アには該当しないものと考えます。